

## 小樽市企業人材確保育成支援金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市内の中小企業等における人手不足の解消及び就業者の人材育成に資するため、小樽市企業人材確保育成支援事業に参画する市内の協力企業(以下「市内協力企業」という。)に就業する者(以下「市内協力企業就業者」という。)について、市内協力企業に対して交付する小樽市企業人材確保育成支援金(以下「企業人材確保育成支援金」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (市内協力企業認定対象要件)

第2条 以下の全ての要件を満たす企業を、市内協力企業の認定対象とする。

- (1) 小樽商工会議所の推薦を受けた者であること。
- (2) 次に掲げる事項の全てに該当すること。
  - ア 特定の政治団体の活動に関わる事業を行っている者でないこと。
  - イ 業務の内容が公序良俗に反する事業を行っている者でないこと。
  - ウ 小樽市から入札参加停止又は入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
  - エ 小樽市暴力団の排除の推進に関する条例(平成26年小樽市条例第19号)に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係事業者である者でないこと。
  - オ 市税を滞納していないこと。
- (3) その他小樽市が市内協力企業として不相当と認めた者でないこと。

### (市内協力企業認定の申請)

第3条 市内協力企業認定の申請をしようとする者は、小樽市企業人材確保育成支援事業市内協力企業認定申請書(様式第1号)に前条の要件を満たすことを証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

### (市内協力企業認定の決定)

第4条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、市内協力企業の認定が適当と認めるときは、認定の決定を行い、小樽市企業人材確保育成支援事業市内協力企業認定決定通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。

- 2 審査の結果、市内協力企業の認定が不相当と認める場合は、その理由を付して、小樽市企業人材確保育成支援事業市内協力企業認定申請却下通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知するものとする。

### (交付対象要件)

第5条 以下の全ての要件を満たす市内協力企業就業者が就業する市内協力企業を交付対象とする。

- (1) 勤務地が小樽市内であり、正社員として就業していること。

- (2) 市内協力企業に、企業人材確保育成支援金の交付申請日から5年以上継続して就業する意思を有していること。
- (3) 国立大学法人北海道国立大学機構小樽商科大学夜間主コースに修学していること。
- (4) 企業人材確保育成支援金の交付申請時において、住民票上、小樽市に転入後1年以内であること。
- (5) 小樽市に、企業人材確保育成支援金の交付申請日から5年以上継続して居住する意思を有していること。
- (6) 次に掲げる事項の全てに該当すること。
  - ア 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
  - イ 日本人である者又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有する者であること。
  - ウ 市税を滞納していないこと。
  - エ その他小樽市が企業人材確保育成支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

#### （交付金額、交付期間）

- 第6条 企業人材確保育成支援金の金額は、前条の要件を満たす市内協力企業就業者1名につき月額5,500円とし、年度単位で前条の要件を満たす月数分を一括して交付する。
- 2 交付期間は、企業人材確保育成支援金の交付申請月から、前条の要件を満たす期間とし、48か月を限度とする。ただし、市内協力企業就業者が国立大学法人北海道国立大学機構小樽商科大学夜間主コースの修学時において留年又は休学により進級出来なかった場合は、当該年度の月数分は、交付期間に含めないこととする。
  - 3 企業人材確保育成支援金は、予算の範囲内で交付するものとする。

#### （交付の申請）

- 第7条 企業人材確保育成支援金を申請しようとする者は、小樽市企業人材確保育成支援金交付申請書（様式第4号）に第5条の要件を満たす市内協力企業就業者の本人確認書類及び同要件を満たすことを証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

#### （交付決定及び額の確定）

- 第8条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、企業人材確保育成支援金を交付することが適当と認めるときは、交付決定及び額の確定を行い、小樽市企業人材確保育成支援金交付決定兼支給額確定通知書（様式第5号）により、各年度ごとに当該申請者に通知するものとする。
- 2 審査の結果、企業人材確保育成支援金を交付することが不適当と認める場合又は予算上の理由

等により当該年度における企業人材確保育成支援金の交付ができない場合は、その理由を付して、小樽市企業人材確保育成支援金交付申請却下通知書（様式第6号）により、当該申請者に通知するものとする。

（支援金の交付）

第9条 前条の交付決定を行った申請者に対しては、原則、各年度末の翌月末までに企業人材確保育成支援金の交付を行うものとする。

（認定解除及び返還請求）

第10条 市長は、市内協力企業又は企業人材確保育成支援金の交付を受けた者（以下「企業人材確保育成支援金受給者」という。）が虚偽の申請等をした場合は、市内協力企業認定の解除及び企業人材確保育成支援金受給者に企業人材確保育成支援金の全額の一括返還を請求することとする。ただし、倒産、災害、市内協力企業就業者の病気等のやむを得ない事情があるものとして小樽市が認めた場合はこの限りではない。

（報告及び立入調査）

第11条 小樽市は、小樽市企業人材確保育成支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、市内協力企業、企業人材確保育成支援金の申請者及び市内協力企業就業者に対し、報告及び立入調査を求めることができる。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、企業人材確保育成支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。